

第 3章 子育て支援の方向性

(1) 地域における子育ての支援

ア 地域における子育て支援

本町では、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができるよう、社会全体が子育てを支援していくための仕組みを構築していくことが重要と考えています。特に、子育ての負担感が大きい低年齢児を中心とした子育てを、総合的に推進していくことが今後も必要です。

このため、保育所（園）・幼稚園を中心とした子育て支援の充実に加え、保育所（園）等を地域の子育て支援のための社会資源として活用する取組を進めています。

今後も、保育所（園）・幼稚園の持つ子育て支援機能の充実と地域的役割を担った事業展開を図って行くとともに、保護者のニーズや効率的な施設活用などの検討が必要です。また、管内にある児童養護施設の専門的機能の活用も、併せて図っていくことが重要です。

また、出生率の低下の一因に上げられている子育てでの負担感を軽減し、子どもが心身ともに健やかな成長を目指すことは、地域社会にとっても、とても大切なことといえ、地域社会全体で子育て支援を推進する意識の醸成に努めることが必要です。

居宅において子育てを支援

少子化傾向が進行する中で、子育てに関する不安や負担感等を感じているかをたずねたところ、6割もの方が「感じる」と回答しています。

特に、子育ての負担感が大きい低年齢児を中心とした子育て家庭への社会的支援は、ますます重要となっています。

ニーズ調査による子育て支援サービスの利用状況等での認知度・利用度とともに最も高率な機関をみると、「地域子育て支援センター（山崎保育園内）」、「保健センター（ふれあいセンター内健康福祉事業室）」、「子育て相談窓口（児童課子育て支援係）」の順となっており、現行の事業実施内容が、家庭での子育て支援に一定の役割を担っていることがうかがえます。

現行の事業内容は、町立保育所の子育て支援係と山崎保育園の子育て支援センターが行っている子育て相談のほか、母子保健事業の乳幼児健康診

査と育児相談などがあげられます。

子育て相談件数(電話相談)

(件数)

	平成 11 年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
町立 保育所	50 (37)	72 (46)	61 (32)	56 (39)	38 (16)
山崎 保育園	- -	- -	34 (15)	21 (8)	20 (9)
計	50 (37)	72 (46)	95 (47)	77 (47)	58 (25)

()内は、発育・発達、育児に関する相談件数を示す。

乳幼児健康診査・受診率

(健康福祉事業室実施分)

(%)

	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年
4ヵ月児 健康 診査	97.5	94.8	98.9	98.6	97.3
1歳6ヵ 月児健 康診査	90.7	89.3	93.7	97.9	95.1
3歳6ヵ 月児健 康診査	91.4	89.3	90.4	93.5	92.7

このように、家庭において子育てに関する相談や助言を進める子育て支援の取組に加え、社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会等が協力して、地域の子育て支援を推進しようと、平成15(2003)年12月から保育サポーター制度がスタートしています。

この保育サポーター制度は、(財)21世紀職業財団の「保育サポーター養成講座」を終了した子育て経験や保育士の資格を有する人が、小学校6年生までの子どもの保育サービスを有償で行うボランティアです。

現在、町内に個人11人と9グループ(1グループ2~9人)が、保育所(園)・幼稚園の送迎や親が帰宅するまでの一時保育など、家庭における子育て支援を進めています。利用は、個々の話し合いによって進められており、保育(預かり)料金の基準化や家庭における子育て支援策として公的サービス制度の一部を担った利用拡大などの検討が望まれます。

また、ニーズ調査の中で、主に保護者が日中面倒をみられなかったことの有無と対処をたずねたところ、調査時点の1年間に平日や土・休日に関係なく、急用のために子どもの面倒をみられなくなったことが「あった」50.5%、「なかった」48.4%で、「あった」は核家族56.0%、三世帯33.8%、ひとり親28.6%と続き、この時の対処はどうか（重複回答）をみると、「親族・知人に預けた」が62.8%と最も高率で、「父親または母親が面倒をみた」57.6%、「仕方なく子どもも同行させた」18.6%の順となっています。

こうした状況に加え、日中面倒をみられなかった時の対処の困難度（仕事を休むことが困難66.2%）もあるほか、普段利用していない保育サービスを利用して、リフレッシュしたいと思ったことがあるかをたずねたところ、「あった」が54.9%、「なかった」が39.8%で、世帯別では核家族が58.7%、三世帯が50.7%、ひとり親が14.3%となっています。

さらに、子どもを家族・親族以外に預けてリフレッシュの希望があると回答した人が、子どもを預ける場合に希望するサービス内容をたずねたところ（重複回答）、「保育所などの施設で」が59.3%と最も高率で、「近所の知り合いがみてくれる」14.8%、「自宅に来てみてくれる」13.8%、「保育士等がその自宅で預かってくれる」10.7%と続いています。

このような子育てに関する負担感の軽減を図り、家庭における子育ての楽しさ・喜びを支援するため、「自宅に来てみてくれる」派遣型一時保育などの取組も併せて検討することも必要と考えられます。

本町では、家庭で安心して子育てできるよう、社会的に支援する方法として以下の事項を進めます。

1. 子育てに関する相談事業・乳幼児健康診査の充実と出会いの絵本事業を通じた子育て支援を推進します。
2. 安心して利用しやすい保育サポーターの活用を促進するとともに、派遣型一時保育や育児支援家庭訪問事業等も併せて検討し、実施可能なものから取組を進めます。

施設において子育てを支援

前述のように、子育て相談や乳幼児健康診査と育児指導などが、家庭における子育て支援として、直接、居宅での関わりにおいて支援する形で進める一方、子育てに関わる社会的資源（保育所等）を活用した子育ての取組みも、また、重要な状況となっています。

先に実施した子育てニーズ調査の中で、「子育てに関して悩んでいること・気になること」をたずねたところ、「病気や発育・発達に関すること」と「自分の時間が取れない」が最も高率（35.4%）であったほか、「子どもの友だちづきあいに関すること」、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」など、一時保育も併せて重要な取組となってきました。

本町では、平成13（2001）年度から、この一時保育の取組を推進し、家庭における子育てでの負担感を軽減できるよう努めてきたところで

一時保育利用状況（年間延べ利用人数）

（人）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	説明
非定型的 保 育	891	767	973	保護者の勤務形態等により、育児が断続的に困難となる場合
緊急保育	125	163	97	保護者の疾病、入院等により、緊急一時的に保育が必要な場合
私 的 理 由	743	825	783	育児疲れ解消等の私的な理由などにより、一時的に保育が必要な場合
計	1,759	1,755	1,853	

（山崎保育園：子育て支援センター内で実施）

上表一時保育利用状況のように、この一時保育は、保護者の断続勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化（49.0%）や、急病（7.2%）、育児疲れ解消など（43.8%）、家庭における子育てを積極的に支援する制度として、広く活用されています。

この一時保育に対する今後の推計ニーズ量は、下表のとおり見込まれることから、今後も、現行事業の継続とその機能の充実を図っていくことが必要となります。

1日あたりの一時保育ニーズ量

(人/日)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
0 歳 児	2	2	2	1	1
1 歳 児	3	3	3	3	3
2 歳 児	2	2	2	2	2
3 歳 児	3	3	2	2	2
4 歳 児	2	2	2	2	2
5 歳 児	2	2	2	2	2
計	14	14	13	12	12

したがって、現行事業枠の拡大か、または、将来的に地域的な保育ニーズ等を見据えて、既設保育所の機能を活用した事業展開も併せて検討することが求められます。

短期入所生活援助事業(ショートステイ)・夜間養護等事業 (トワイライト)の利用状況

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
ショートステイ	1人 21日	2人 6日	1人 16日	0人 0日	0人 0日
トワイライト	1人 19日	5人 97日	6人 176日	9人 105日	3人 55日

また、この子育て短期支援事業(ショート・ステイ、トワイライト)は、管内にある児童養護施設の協力を得て進めています。保護者が疾病等の事由により、家庭において子育てが困難になった時、養育または保護し、子どもとその家庭の福祉の向上に努めている取組で、一定の役割を担っています。

ニーズ調査から見た事業目標量

就学前児童 3人/日、小学生児童 2人/日 と推計されます。

今後も、この子育て短期支援事業に対するニーズが見込まれることから、管内の児童養護施設との連携を重視し、事業の推進に努めることが求められます。

また、就学前の子どもを持つ家庭にとって、幼稚園での就学前教育の内容と預かり時間については、関心の高い事柄のひとつとなっています。

幼稚園の預かり保育の状況

本町における幼稚園の預かり保育については、町立幼稚園では行われていないが、山崎幼稚園で午後5時まで（月～金、夏冬春休み中の預かり保育はなし）が実施されています。

幼稚園の利用状況（平成16年4月1日現在）

(人)

	3歳児	4歳児	5歳児
町立幼稚園	-	128	164
山崎幼稚園	30	49	38
町外私立幼稚園	20	16	11
計	50	193	213
年齢人口	276	295	317
就園率(%)	18.1	65.4	67.2

町内の幼稚園の利用状況は、ともに表のとおりであるが、4～5歳児の6割が幼稚園を利用したいと回答しています。

町立幼稚園の利用状況（各年度5月1日現在）

(人)(%)

	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
4歳児	153	46.5	151	45.6	149	49.3	136	41.8	153	49.4
5歳児	166	48.7	160	51.3	162	51.4	158	53.0	150	46.9
計	319	47.6	311	48.4	311	50.4	294	47.2	303	48.1

調査結果から見た保育所・幼稚園の利用状況

(%)

	0 歳	1~2歳	3~5歳
保 育 所	100.0	96.3	39.6
幼 稚 園	-	3.7	56.4

* 無回答 4.0

こうしたことから、今後も就学前児童の多くは幼稚園の利用を望んでいるものと見込まれ、幼稚園は地域における子育て支援策として大きな社会的役割を担っているため、3年保育や預かり保育についての検討が望まれます。

家庭における子育て支援として、地域の社会資源を活用した事業も併用して、子育て家庭が抱える負担感の軽減を図ることも必要です。

このため、一時保育をはじめショートステイ等の事業について、以下のとおり検討を加え、有効な支援が推進できるよう努めます。

1. 一時保育やショートステイ等への希望状況を勘案し、事業の充実に努めます。
2. 幼稚園の3年保育や預かり保育について検討するとともに、町立保育所との効率的施設運営も検討し、地域のニーズに即した運営を進めます。

子育てに関する相談及び情報の提供等について

本町は、すべての子どもの健やかな成長を願い、家庭での子育てを支援するため、「一緒に遊ぼう楽しく子育て」と題して保育所(園)の園庭開放事業や赤ちゃん教室などの情報提供をはじめ、子育て相談(電話・面接)・幼児教室のほか、子育て支援センターについての情報提供・案内を進めてきました。

こうした取組は、ニーズ調査の中で、子育て家庭にとっての相談相手として、「配偶者やその他の親族」をはじめ「隣近所の友人・知人」、「育児書・雑誌・インターネット」、「保育所(園)・幼稚園の保護者仲間」のほか、「保育所(園)・幼稚園の先生」などがあると回答していることから、かなりの支援策となっているように思われます。

子育て相談（電話相談）利用状況

（町立保育所・山崎保育園での実施）

（件）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
総 件 数	95	77	58
発 育 ・ 発 達	31	25	21
学 校 ・ 園	8	2	9
育 児	16	22	16
生 活 環 境	4	3	0
子育て情報 問合せ	36	25	12

園庭開放参加者数

（町立保育所・山崎保育園での実施）

（人）

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
総 人 数	3,521	4,191	3,690
保 護 者	1,571	1,906	1,735
子 ども	1,950	2,285	1,955

子育てに関する相談事業と保育所（園）園庭開放事業の利用状況は上表のとおりであり、特に、保育所（園）園庭開放事業の利用は好評を得ています。

それは、同年代の子ども同士の遊び等を通じた母親の話がはずむなど、孤独になりがちな子育て家庭が社会的なつながりを感じることができるからです。

ニーズ調査の中で、子育てにおいて、機関の利用状況をたずねたところ、「子育て支援センター」が43.5%と最も高率で、「保健センター（定期健診を除く）」29.5%、「子育て相談窓口（児童課内）」17.5%の順となっており、今後も、子育て家庭を支援することが重要となっています。

ニーズ調査に見る子育てに関する不安感・負担感

(就学前児童分) (%)

	核家族	三世帯	ひとり親	その他	計
非常に不安や負担を感じる	14.1	9.9	14.3	81.3	15.8
なんとなく不安等を感じる	46.3	50.7	42.9	6.3	45.3
あまり不安等は感じない	27.7	26.8	14.3	6.3	26.5
全く感じない	3.3	8.5	0.0	0.0	3.9
わからない	6.9	2.8	14.3	6.3	6.3

*他 無回答は除く。

子育てに関して悩んでいること・気になること(重複回答)は、「病気や発育・発達に関すること」、「自分の時間が取れない」が47.0%と最も高率で、以下「子どもの教育に関すること」36.5%、「食事や栄養に関すること」35.4%、「子どもの友だちづきあいに関すること」34.4%、「子育てに係る出費がかさむこと」29.5%、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」26.0%の順となっています。

これを小学校児童でみると、「子どもの教育に関すること」が61.7%、「子どもの友だちづきあいに関すること」が46.6%、「病気や発育・発達に関すること」が33.6%、「自分の時間が取れない」が29.6%、「子育てに係る出費がかさむこと」が27.7%の順となっています。

このように、子育て家庭が抱える負担感を軽減するためには、いつでも気軽に相談できる機会の設定のほか、個々のニーズにきめ細かな助言等が行えるよう取組が重要です。

1. あらゆる広報媒体を活用した子育てに関する情報の提供を進めます。
2. 子育てに関わる各機関がいつでも気軽に相談できる相談事業を充実し、子育てに関する負担感の軽減を図り、家庭での子育て意欲を高めます。

町における子育て支援事業に関する情報の提供等について

子育てを社会的に支援するため、子育てに関する相談及び情報の提供を図るとともに、本町が実施している子育て支援事業に関する情報の提供等もまた必要な取組です。

ニーズ調査の中で、子育て支援サービスを利用しない理由をたずねたところ、全体として「サービスの情報が来ない（PR不足）」、「利用するサービスの手続きがわからない、面倒」が多くなっています。

本町では、保育所（園）の紹介をはじめ子育て支援センターや一時保育などの情報を提供しているが、個々の事業ごとの案内となっているなど、全体としての子育て支援事業に関する情報のまとまりに欠けています。

また、こうした情報の提供・案内が役場担当課の窓口のみとなっているなど、より多くの情報が提供できるよう進めることが求められています。

平成 16 年度 子育て支援サービスの紹介内容等

保育所の紹介

一緒に遊ぼう楽しく子育て

一時保育のご利用案内

休日保育のご利用案内

地域子育て支援センターご案内

山崎保育園地域子育て支援センター年間予定表

子育てで困ったときのお手伝い（保育サポーター）

一時保育事業利用状況（平成 11 年度～ 15 年度）（人）

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
延人員	1,650	1,691	1,759	1,755	1,853

一時保育事業利用状況（平成 16 年度上半期）（人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
利用延人数	101	110	160	184	136	192
非定型的保育	67	41	58	75	82	87
緊急保育	4	7	26	48	31	44
私的理	30	62	76	61	23	61

このように、子育て支援事業に関する情報の提供等については、一定の情報提供を進めているが、今後は、なお一層情報の提供を図るとともに、以下の事項についても考慮することが必要となっています。

1. 広報「しまもと」による情報の提供をはじめ幅広い情報提供の機会の設定を行い、住民が広く活用する公共施設での紹介・案内等の拡大に努めます。
2. 子育て等を支援する事業全体を紹介する冊子の編集を進め、必要とする家庭等に提供します。

イ 保育サービス等の充実

保育所（園）は、子育てを社会的に支援する施策として大きな役割を担ってきました。女性の就労が増え、共働き家庭が多くなる中で、仕事と子育ての両立を社会的に支援するため質・量ともに拡充され、入所児童やその保護者を対象としたサービスの提供にとどまらず、地域における子育て支援のセンター的役割がますます期待される状況となっています。

保育所利用状況

(平成 11年度～ 15年度・10月 1日現在) (人・%)

	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
0 歳	35	35	24	35	42
	11.5	12.2	8.6	12.2	14.7
1 歳	40	61	46	47	56
	12.4	18.9	15.0	16.4	20.4
2 歳	44	53	78	60	51
	13.1	16.5	25.6	19.7	17.9
3 歳	70	60	68	91	86
	22.2	18.2	20.5	29.7	27.5
4 歳	78	70	72	78	103
	23.9	22.4	22.8	23.9	32.3
5 歳	78	79	73	72	85
	23.9	24.9	23.9	23.7	28.5
計	345	358	361	383	423
	17.9	18.9	19.6	21.1	23.8

* 上段 入所児数、下段 入所率 (= 要保育率)

ニーズ調査から見る事業目標量について

(平成 17～ 21年度平日系事業推計による)

(人)

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
0 歳	59	58	56	55	53
1 歳	61	60	58	56	54
2 歳	33	33	32	31	30
3 歳	44	44	42	41	40
4 歳	53	52	51	49	48
5 歳	77	77	77	78	78
計	327	324	316	310	303

ニーズ調査の結果、今後の本町における保育ニーズは、上記のとおり、就学前児童の 17%が要保育児童数と推計されることとなるが、これでは、現状の利用状況との誤差がかなりあるものと思慮されることから、以下のとおり、各歳要保育率(0歳12.0%、1歳17.0%、2歳19.0%、3歳24.0%、4歳25.0%、5歳25.0%)をベースに、毎年0.25%増加するものと見込んで試算します。

要保育率を加味して試算した要保育児童数

(人)

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
0 歳	39	37	37	36	36
1 歳	57	58	57	56	54
2 歳	65	67	64	63	62
3 歳	81	80	79	77	75
4 歳	85	85	84	82	80
5 歳	78	78	80	81	82
計	403	405	401	395	389

このように、今後も、本町における保育ニーズが見込まれることから、既存の保育所(園)を有効に活用し待機児童を出さない努力を重ねるとともに、良好な保育環境の維持等を進めることが大切と思われます。

また、延長保育や病(後)児保育などの要望もあり、既存の保育施設の状況等を勘案し、他の子育て支援策と併せた対応についての検討を図ることが必要です。

さらに、平成16年1月から進めている月2回の年度途中入所事務受付など、保護者の保育相談に適切な対応を行うよう努めます。

子育て支援を進める上で、大きな役割を担ってきた保育所（園）については、今後も以下の諸点を重視した運営に努めます。

- 1．既存の施設を有効活用し、保育に欠ける乳幼児の入所希望に応えるよう努めるとともに、良好な保育環境の整備を進めます。
- 2．母子保健事業と連携した子育て支援を推進し、地域の子育て支援機能の充実と他の関連事業との連携を図り、多様な保育ニーズに対応できるよう努めます。

また、就学前乳幼児の保育ニーズと同様に、小学校1年生から3年生までを対象とした放課後児童健全育成事業（学童保育室）は、各小学校ごとに設置し、入室希望に応じてきました。

その利用状況は下表のとおりであり、平成11年度からの5カ年間、利用希望は増えており、平成15年度には、既存の学童保育室のほか、小学校の普通教室を活用しています。

放課後児童健全育成事業（学童保育室）の利用状況

（平成11～15年度、各年度5月1日現在）

（人・％）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
小1	50	54	65	58	61
	(14.7)	(16.4)	(20.2)	(19.9)	(20.4)
小2	49	47	40	58	57
	(15.5)	(14.2)	(12.7)	(18.1)	(20.1)
小3	37	34	37	36	50
	(11.0)	(10.9)	(11.8)	(11.5)	(15.9)
計	136	145	142	152	168
	(13.7)	(13.9)	(14.9)	(16.5)	(18.8)

* うち障害児数 13 7 9 8 8
(81.3) (36.8) (40.9) (28.6) (32.0)

ニーズ調査からみた学童保育室利用見込み数

(人・%)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
小 1	45 (14.1)	45 (14.1)	45 (14.0)	45 (13.9)	46 (14.1)
小 2	43 (14.0)	43 (14.0)	43 (13.9)	43 (13.8)	43 (13.7)
小 3	21 (6.7)	21 (6.7)	21 (6.7)	21 (6.6)	21 (6.6)
計	109 (11.7)	109 (11.7)	109 (11.6)	109 (11.6)	110 (11.6)

計画検討上からみた学童保育室事業目標量

- * 上記ニーズ調査を基にした推計では、現利用状況等を反映した推計値としては数値上低くなっているように思われます。また、保護者の就労等による学童保育室への入室率は数年上昇すると予想され、保育所入所児の学童保育室入室率及び進級による退室率等を勘案し、今後の事業目標量を積算すると、以下の表のとおり予測されます。

(人・%)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
小 1	83 (26.2)	63 (19.5)	64 (19.8)	65 (20.1)	66 (20.1)
小 2	68 (22.3)	78 (25.6)	58 (18.6)	59 (18.6)	60 (19.3)
小 3	51 (16.3)	59 (18.9)	69 (18.9)	49 (21.6)	50 (15.6)
計	202 (21.6)	200 (21.3)	191 (20.2)	173 (18.1)	176 (18.4)

したがって、平成 19 年度までは運用定員を上回る見込みであり、現状の事業内容を継続することのほか、待機者についての課題を検討する必要があります。

このように、保育所(園)等と同様に、地域における子育て支援で大きな役割を担ってきた学童保育については、以下の事項に留意した事業を進めます。

1. 保護者の就労等により監護に欠ける小学生1年生～3年生の入室希望に対応するとともに、指導内容等の充実に努めます。
2. 預かり時間などの保護者ニーズについては、現行事業内で可能な限りの検討を行い事業の充実に努めます。

ウ 子育て支援ネットワークづくり

本町では、平成11年7月に「子育て支援相談機関連絡会」を設置し、子どもが心身ともに健やかに生まれ育つように、地域における子育て支援を推進するため、子育てに関わる大阪府や町内の関係機関の連携を図ってきました。

この子育て支援相談機関連絡会は、子育てニーズの把握や子育て支援情報の提供を進めるほか、各機関が協力して子育てフォーラム（託児付き子育てについての講演会）を開催するなどの取組を進めています。

今後も、子育てを支援する各機関の連携を強化し、子育てに関する情報の提供をより一層推進するとともに、各機関の事業内容の充実に努めるよう、以下のことについて今後の取組を推進します。

1. 子育てに関する各機関の情報提供等をより一層推進します。
2. 各機関の連携を強化し、子育てを社会的に支援する体制の整備に努めます。
3. 子育てフォーラムの充実とともに、子育て支援に関する講座等の開催などを、母子保健や生涯学習の事業とタイアップして進めます。

エ 児童の健全育成（子どもの居場所づくり）

地域における子育て家庭への支援は、家庭・保育所（園）等での支援のほかに、地域社会全体としての取組が重要となっています。

子どもを取り巻く社会では、子どもを狙った事件が多発すると同時に青少年の問題行動の深刻化や地域社会及び家庭の教育力の低下などが指摘されています。

こうした状況に対応するため、子どもを地域社会が見守り育むことをめ

ざし、身近な学校等を活用しての子どもの居場所を整備するなど、地域社会での子育て支援を強く求められています。

監護に欠けるとして利用している学童保育事業とは異なり、子どもの居場所づくりは、地域で生活するすべての子どもを対象とし、地域の大人の教育力を結集し、子どもたちの放課後や週末におけるスポーツや文化活動等の様々な体験活動を推進します。まさに、子どもを地域社会が見守り育むことを目指した住民ネットとでもいふべきものとして期待されています。

こうした視点を重視し、以下のことを進めます。

1. 子どもや親子を対象とした生涯学習計画に基づく講座や事業等を有効に活用します。
2. スポーツや文化活動を通じて子どもの成長を支援し、地域全体で子育てを支えるために、総合型地域スポーツクラブの設立を促進します。
3. 住民の協力のもと、地域社会で身近な学校等の施設を利用して、放課後や週末における子どもの居場所づくりを推進します。

(2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

近年、少子高齢化がますます進展する中で、子どもや子育て環境を取り巻く母子保健環境は大きく変化してきました。

特に、一昨年、女性が生涯に生む子どもの数が史上最低の1.29にまで落ち込み、3年先の平成19年には人口減少時代に突入することがはっきりしてきたことを受け、なお一層の少子化対策の充実が求められています。

本町では、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や環境づくりを地域ぐるみで取り組むことが最も大切であるとの認識のもと、平成15年3月、島本町健やか親子21計画(島本町母子保健計画)を策定し、母子保健事業の推進に努めています。

この計画は、安心して子どもを産み、健やかに育てられるまちづくり、子どもやその子どもを育てる家庭、地域、関係機関が一体となって育ち合うまちづくり、子どもの人権が尊重され誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを基本目標に掲げ、妊娠・出産・育児等を通して地域が互いに成長しながら親子が健やかで、豊かな人生が送れるような地域社会づくりを目指しています。

ア 子どもや母親の健康の確保

安心して子どもを産むための環境づくりとして、妊娠中から出産、産後を通して継続的に相談、ケアができる体制等の整備が望まれます。

その取組は、まず、母子健康手帳の交付時から始まり、妊婦の一般健康診査や両親教室(パパ・ママクラス)など、健やかに妊娠期を過ごせるように支援することが必要です。

妊娠届出数の状況

(人)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
総数	297	289	296	233	266
初妊婦	133	140	147	136	109
経妊婦	164	149	149	97	157

(健康福祉事業室 事務事業報告書より)

本町での妊娠届出数の状況は上表のとおりで、妊娠、出産、育児を安心して

て行えるよう医療・保健サービスの充実と必要な情報提供を図っていくことが、今後も重要です。

また、妊娠、出産、育児等における不安解消を図るため、健康診査・相談体制の充実と受診率の向上も併せて必要となっています。

妊婦一般健康診査の実施状況

(人、%)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
対象人数	297	289	296	233	266
受診人数	270	255	251	215	218
受診率	90.9	88.2	84.8	92.3	82.0

(健康福祉事業室 事務事業報告書より)

さらに、妊婦及び出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択による「いいお産」の適切な普及を図ることが重要であり、妊婦等に対する出産準備教育や相談の場の提供なども行うことが望まれます。

妊婦に対する一般健康診査のほか、B型肝炎検査やハイリスク妊婦への保健指導に加え、両親教室(パパ・ママクラス)を開催するなど、出産準備教育としての取組も進めています。

両親教室(パパ・ママクラス)の開催状況

(人)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
延回数	15	15	16	16	17
実受講者数	72	65	102	60	89
延受講者数	237	196	238	165	212
1回平均	16	13	15	10	12

(健康福祉事業室 事務事業報告書より)

こうした妊婦・周産期保健事業は、安心して子どもを産める環境づくりを進め、子育てに夢や喜びを感じられることにもつながります。

また、家庭における子育てにおいて、最も悩んでいること・気になることが「病気や発育・発達に関すること」となっていることをみても、子どもが健やかに成長して欲しいとの親の切実な願いが込められています。

乳幼児健康診査の受診状況

(人・受診率)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
4 ヶ月児健康診査	275	288	249
	98.9	98.6	97.3
1歳6ヶ月児健康診査	295	279	274
	93.7	95.9	95.1
3歳6ヶ月児健康診査	303	290	280
	90.4	93.5	92.7

(健康福祉事業室 事務事業報告書より)

子育てについて相談等で利用した機関の利用状況をたずねたところ、「子育て支援センター」が43.5%と最も高率で、続いて「保健センター(定期健診を除く)」29.5%となっています。

育児相談の利用状況

(人)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
乳児	239	294	221	228	180
幼児	271	271	322	332	297
計	520	565	543	560	477

(健康福祉事業室 事務事業報告書より)

訪問指導の実施状況

(人)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
妊産婦	19	22	36	33	18
新生児	17	17	29	16	12
乳児	8	10	12	16	13
幼児	32	44	19	23	13
計	76	93	96	88	56

(健康福祉事業室 事務事業報告書より)

健康福祉事業室で実施している育児相談や訪問指導については、母子保健事業が市町村へ事業移管後は年々件数が増加していたが、平成14年度に妊娠届出数が大幅に減少したと同時に、件数はやや減少傾向にあります。

特に、訪問指導においては、母親の育児不安の解消等を目的とした訪問が多くなってきました。

また、育児相談など、子育て中の親が気軽に相談できることは、子育てで不安の解消や軽減にもつながっています。

さらに、子育てを社会的に支援するスタートとなる乳幼児健康診査の受診率を高めるとともに、出会いの絵本事業を通じた親子の心のふれ合いを深めるなど、その充実に努めることが特に重要となっています。

こうしたことから、以下の事項について検討し、必要な取組を推進します。

1. 4ヵ月乳幼児健康診査をはじめ各健康診査の受診率を高め、子育て家庭が気軽に相談等できる関係を強化します。
2. 未受診ケース等に対するフォローなど、家庭訪問等の定期的な関わりを進めながら必要な援助を図ります。

イ 食育の推進

子どもは無限の可能性をもって生れてきます。

そして、子どもは、心身ともに「健やかに成長してほしい」との親等の願いを一身に受け、養育されるものと信じています。

まず、健やかに生れてくるための母性の健康確保が必要であることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした「食」に関する学習の機会や情報の提供を図ることは、とても大切なことです。

また、心身ともに健やかに成長するためには、乳幼児期からの望ましい食習慣と「食」を通じた取組は、豊かな人間形成や家族関係づくりに欠くことはできないものです。

先のニーズ調査の結果（重複回答）においても、子育てに関して悩んでいること・気になることとして、「食事や栄養に関すること」が35.4%、「子どもを叱りすぎること」が22.8%、「育児のことがよくわからないこと」が8.5%と、回答しています。

育児 離乳食相談の利用状況

(健康福祉事業室 事務事業報告書より)

(人)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
開催回数	12	12	12	12	12
延利用者数	524	565	543	560	477
1回平均	44	47	45	47	40

赤ちゃん教室 離乳食のすすめ方』の参加状況

(人)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
開催回数	3	3	3	2	4
延利用者数	49	51	45	19	41
1回平均	16	17	15	10	10

(町立保育所子育て支援事業)

本町における子どもたちの食生活の状況をニーズ調査からみると、就学前児童では、「1日1回は家族と食事をする」と答えた割合は82.3%、小学校児童では87.7%となっています。また、朝食を「毎日食べる」と答えた割合も、就学前児童で83.4%、小学校児童で95.3%となっていますが、「食べない日の方が多い」と「ほとんど食べない」と答えた割合は、就学前児童で3.8%、小学校児童で1.2%と、まだまだ、「食」の大切さの啓発が必要な状況といえます。

こうした状況を踏まえ、今後も母子保健事業の「食育」をはじめ、保育所(園)・学校での集団給食を通じた取組を推進することはとても重要です。

1. 子どもの健やかな成長を図るため、離乳期から幼児までの「食」についての講座等を開催します。
2. 保育所(園)・学校の集団給食を通じた、子育て家庭における食生活のあり方を考えるための情報提供等を推進します。

ウ 思春期保健対策の充実

子どもが、健やかに生れてくるためには、まず母性の健康確保が必要であり、また、妊娠前からの適切な保健対策はとても重要なことから、思春期が

らの取組としての学習の機会や情報の提供は、特に大切な視点となります。
島本町健やか親子21計画での思春期保健対策として掲げている母性・父性についての教育体制づくりや、10代の性感染症・思春期やせ症・薬物・喫煙・飲酒などの保健・教育を推進することが、一層重要となっています。

このため、将来的な視点を重視した思春期保健の取組や相談体制の充実を図るため、学校教育における保健教育など、思春期保健対策に係る関係機関の連携を重視し、それぞれが現在の取組内容を点検し、子育て支援としての意義を確認した取組に構築することが求められます。

1. 教育・保健機関の連携・協力により、子育て支援としての思春期保健対策の構築を目指します。
2. 大阪府が実施する思春期保健対策の充実を要望するとともに、町としての取組も検討し、事業実施を目指します。

エ 小児医療の充実

子どもが健やかに生まれ、心身ともに成長するための医療は欠くことのできないものです。

本町における乳児の健康診査の受診状況は、以下の表のとおりで、乳児一般・後期健康診査の受診率の向上を目指さなければならないものと考えられます。

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
乳児一般健康診査	212 76.3	242 83.2	182 73.7
乳児後期健康診査	219 78.8	219 75.3	225 91.1

(健康福祉事業室 事務事業報告書より)

ニーズ調査の中で子どもが急病等の対応をたずねたところ、かかりつけの小児科医が「ある」と答えた割合は、就学前で81.2%、小学生で84.2%となっていますが、それと同様の8割が困ったときは「休日夜間である」とも回答しています。

本町の小児救急の一次診療体制は高槻島本夜間応急診療所で行い、二次診療体制は三島医療圏内の病院群で対処するなど、一定の体制づくりが進んでいます。

また、心肺蘇生法の把握をたずねたところ、「知らない」と答えた割合は、就学前で33.9%、小学生で21.7%となっており、子育て家庭でのなお一層の普及も望まれます。

こうした取組を通じ、より安心して子育てができる社会環境づくりが望まれますが、町内の医療機関等の協力や医療圏域での取組みの充実を図ることが必要であり、今後も、以下のことについて取組みを進めます。

1. 小児医療の充実を図り、より安心して子育てができる社会環境づくりを推進します。
2. 医療機関等の協力のもと、休日・夜間等の小児診療体制の整備に努めます。
3. 家庭内における子どもの事故等の防止を啓発するとともに、関係機関と連携して初期の応急処置や心肺蘇生法の習熟を図ります。

(3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

様々な家族の変化を経験しつつあるわが国の少子化傾向は、今までの家族のあり方、結婚・出産・育児のサイクルをも変える様相を示しています。

家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現するための社会環境等の整備をはじめ、子育ての楽しさと子どもを産み育てることの意義や男女が協力して家庭を築くことの大切さを、あらゆる分野の取組を通じて推進することが必要となっています。

ア 次代の親の育成

わが国の少子化は、晩婚化と未婚化が合わさって進行していると考えられます。

次代に親となる子どもたちが、保育所（園）等の乳幼児とのふれあい体験や地域でのふれあいなどを通じて、子どもを産み育てる意義や家庭の大切さを感じ取れるような取組が、学校教育の中でますます重要となっています。

社会が、情報化、国際化、価値観の多様化などを背景に大きく変化している中で、新しい時代の変化に対応できる「生きる力」を育むことは、次代を担う子どもを育成する上で、欠くことのできないものです。

本町では、特に、学校教育において、地域社会の人々とのつながりや互いに理解し共感できる気持ちの醸成を重視した教育実践が進められており、また、子育てを支援する関係部局や機関においても、青少年の健全育成と次代の親の育成を進めようとの考え方を重視してきました。

今後も、こうした取組を通じて、地域社会との関わりを一層深め、次代の親の育成を視点とする教育実践等を推進することが求められており、以下のことを重視した取組を推進します。

- 1．地域社会との関わりをより一層深め、次代の親を育成するための視点を位置付けた取組を推進します。
- 2．地域の人々との出会いやふれあいによる具体的な体験活動を強化し、子どもを産み育てる意義や家庭の大切さを自ら考え、行動できる子どもを育成します。

イ 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

確かな学力の向上

子どもが、変化する社会の中で、主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決力等まで含めた確かな学力の向上を目指しています。

そのため、基礎・基本や自ら学び自ら考える力を身に付けることができるように、子どもの実態に合わせた少人数指導や習熟度別指導等の授業形態を工夫し、きめ細かな指導を充実します。

また、確かな学力の向上のために、各学校において自己点検・自己評価を行い、学校・地域の実態を踏まえた特色ある学校づくりを目指すとともに、学校運営において、外部人材の協力による活性化を推進します。

こうしたことから、確かな学力の向上を目指し、今後も以下の事項に重点をおいて取組を推進します。

- 1．子ども一人一人の実態を把握し、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。
- 2．保護者や地域の方など外部人材の協力による学校の活性化を推進します。

豊かな心の育成

「生きる力」を育み、社会の変化に対して主体的に対応できる能力を育成することは、次代を担う子どもをたくましく育成し、将来の社会を活性化することにつながるものです。

「未来を拓く」力を育てるには、子どもたち一人一人が生きる喜びを味わい、夢や希望や勇気を持ち、人権の尊重を踏まえた人間として生きていく上で大切な価値観を身につけさせることが必要です。

また、学校のみならず家庭や地域社会を含む全生活圏において、社会・勤労体験や自然体験、地域社会などの様々な活動の場と機会を提供できるように、さらなる連携と協力関係を進めることが大切です。

こうした考えのもと、豊かな心を育成する教育について、今後も以下

の事項を重視した取組を推進します。

- 1．個性を伸ばし心身ともにたくましく心豊かな子どもを育成することを旨とした教育をなお一層推進します。
- 2．いじめ、少年非行等の問題行動や、不登校あるいは虐待等に関する様々な問題を解決するため、専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係諸機関とのネットワークを整備し、子どもの「自己実現」のための支援体制づくりを推進します。

健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加などの現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、学校教育においても「明るく豊かで活力のある生活を営む」ために、子どもが生涯にわたる豊かなスポーツライフ及び健康の保持増進の基礎を培うことが、今後も強く求められます。

こうしたことから、関連教科と特別活動などの取組を推進するとともに以下のことについて重視し、その取組を推進します。

- 1．適切な活動を実践することにより、生涯を通じて健康で安全な活力ある生活を送るための基礎を育て、体力の向上と健康の保持増進を図ります。
- 2．健やかな体の育成を旨とした教育実践を推進し、たくましくしなやかに生きる力を培います。
- 3．望ましい食習慣と「食」を通じた取組を推進します。

信頼される学校づくり

今日の急速な社会の変化に対応するためには、本町の豊かな自然環境や地域の教育力、学校への信頼を優れた教育環境と捉え、学校が自らの責任と判断により創意工夫による特色ある学校づくりを進めることが望まれます。

そのためには、学校協議会等を充実することにより保護者や地域社会の意見を反映した学校教育活動の推進が必要です。

また、学校が、教育目標や課題について保護者や地域の人々に説明し、協力を求めるなど、学校運営の透明性を確保することや保護者や児童・

生徒に選ばれる学校づくりを推進することも大切です。

さらに、児童・生徒が安心して過ごせる豊かな教育環境を提供するため、学校施設の整備や各学校が安全管理に関する取組を継続的に行うことも必要です。

こうした社会状況にも対応し、信頼される学校づくりを進めるためには、以下のことへの取組を推進します。

- 1．学校協議会等を活用することにより、住民の意思を反映する学校教育活動の推進を図ります。
- 2．地域の実情に応じた通学区域の弾力的運用など、児童や生徒・保護者などの立場からの視点を大切にした取組を推進します。
- 3．安全で豊かな学校教育環境の充実に努めるとともに、各学校が家庭や地域の関係機関・団体とも連携し、安全について継続した取組を推進します。

幼児教育の充実

生涯にわたる人間形成の基礎を培うためには、家庭での教育力を高めるとともに、幼児期における教育の充実は欠くことのできないものです。

幼児教育の充実のためには、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることが必要です。

また、幼稚園の運営に当たっては、子育て支援のために地域の人々に施設や機能を開放して、幼児教育に関する相談に応じるなど、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすように努めることが大切です。

幼児教育においては、幼児の発達の実情に即し、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう教育内容・方法などを充実させる必要があります。

そのため、教育内容に基づいた計画的な環境を作り出し、その環境に関わって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すようにすることが重要です。

さらに、幼児期における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるように、幼稚園と保育所と小学校との連携を図る体制を構築することが必要です。

こうしたことから、幼児教育の充実に向け、以下のことに重点をおいて取組を推進します。

- 1．幼児教育について、積極的に情報提供を行い、子育て支援の充実に努めます。
- 2．一人一人の幼児の教育活動を充実させるとともに、教育環境の充実を推進します。
- 3．幼稚園や保育所と小学校との連携を図る体制づくりを推進します。

ウ 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育への支援の充実

少子化の進行と核家族化は、その家庭での子育てについて不安や心配をも増大し、また、家庭の教育力の低下を招いています。

子育て家庭では、母親一人に子育てが集中していることが多く、身近な相談相手や援助者がいないことなど、子育てによる負担感やストレスが増大し、時には、孤立化や児童虐待を招くことも危惧されるとの指摘があります。

こうした状況を注視し、子育て家庭への支援として、家庭における教育力の向上がなお一層求められることから、以下の取組を推進します。

- 1．親同士の交流や父親の子育てへの参画を促進するような活動を展開するなど、家庭教育への支援を充実します。
- 2．家庭の教育力を高めるための事業などの創設を促進します。

地域の教育力の向上

少子化の伸展は、子どもを取り巻く地域社会の状況を変化させるとともに、子どもたちの生活行動にも大きな変化をもたらしています。

異年齢児集団による遊びや地域活動を通じた体験等が少なくなったり、不登校・いじめ・非行などの問題への対応等、地域社会の関わりが希薄化するなど、今日、社会全体として、子育て支援がどうあるべきかが問い直されています。

地域における教育力の低下が懸念される中で、地域活動の企画や活動内容等の連携・調整を図る団体協議会を設置するなど、地域における人材の養成と活動の活性化を図ることが必要となっています、

こうしたことから、地域の教育力の向上については、他の取組に併せて、以下のことに視点をおいた取組を促進します。

- 1．地域社会で子育て・教育を支援するため、多様な活動や関係団体と協働事業により、教育コミュニティ形成を促進します。
- 2．遊びや文化活動を通じた子どもの成長を支援し、地域で子育てを支援する活動を促進します。

エ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの心身の健全な育成に有害な図書・ビデオ等が氾濫し、また、各家庭のパソコンや携帯電話なども、その使用方法が問題とされる事案等も増加するなど、子どもを取り巻く社会環境が大きく変わってきました。

子どもが被害者となる犯罪の予防は無論のこと、加害者となるような要因の一つである有害環境への対策は、ますます重要となっています。

本町では、青少年健全育成計画に基づき、子どもを取り巻く社会環境を守るための取組を進めており、さらに、青少年の問題行動を早期に発見し、的確に対応するため、関係機関・団体等が連携し、計画的な見守り活動をなお一層推進することは必要です。

このため、有害図書類の流通規制や業者による自主規制のほか、関係者・地域住民のボランティア等と連携した活動を強化し、子どもを取り巻く社会環境を良好な状況に維持することは、とても大切なことといえます。

今後も、子どもの心身の健全育成を図るため、子どもを取り巻く有害環境

対策の推進については、以下のことの取組を推進します。

- 1．子どもの健全育成を図るための諸計画を推進するとともに、関係機関・団体等の連携を強化し、効果的な取組を推進します。
- 2．関係者・地域住民のボランティア等と連携した活動を強化し、子どもを取り巻く社会環境を良好な状況に維持できるよう努めます。

(4)子どもを育てる生活環境の整備

子どもが大切にされ、健やかに、心豊かに成長できる社会、安心して、喜びをもって子どもを生み育てることができる社会とは、子どもや妊婦などにやさしい安全・安心な社会を意味しています。

核家族化と少子化が進行する中で、地域での人間関係が希薄になり、家庭と地域の子育て力が低下しています。

また、子どもにとって重要な地域の遊びの場や機会の減少をはじめ、遊びの環境が大きく変わってきた今日、特に、子育てにおける生活環境についてはとても重要な内容となっています。

ア 良質な住宅の確保

本町は、島本町住宅マスタープランに基づき総合的な住宅施策を推進し、老朽化が著しい木造町営住宅の集約建替えをはじめ、良質な民間住宅の供給の促進と住環境の維持・改善など、安全で安心できる快適な住環境の整備に努めてきました。

子どもの成長や家族形態に対応したファミリー向け住宅の供給は、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが大切にされ、健やかに、心豊かに成長できることにつながります。

子育てを社会的に支援するために、町内の公営住宅においては、入居を希望するその世帯の所得状況に加え、子育て期にある多子世帯等が優先的に入居できるような制度も視野に入れた検討が必要となっています。

したがって、子育てを社会的に支援するために、良質な住宅の確保に努めるとともに、以下のことについて、取組が推進できるように努めます。

- 1．今後も、総合計画に掲げる「自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち」づくりを目指し、良質なファミリー向け住宅の供給を促進します。
- 2．公営住宅への入居において子育て期にある多子世帯への支援を図れるよう検討を進めます。

イ 良好な居住環境の確保

本町は、良好な住環境の整備を進めるため、島本町住宅マスタープランに基づく総合的な住宅施策を推進するとともに、居住環境の確保にも努めてきました。

町営緑地公園住宅の整備は、緑地運動公園やその一角に子育て支援施設である山崎保育園（子育て支援センターを含む）を一体的に整備する事業化を進め、良好な居住環境と周辺地域の環境保全を図りました。

今後も、「良好な住宅・住環境のもとで、だれもがゆとりをもって、安心して暮らすことができる住生活の実現」を基本理念とする島本町住宅マスタープランを基に、良質な民間住宅の供給およびストックの維持・改善、高齢者等に対応した福祉的配慮、安全な住宅市街地環境の形成、うるおいと魅力のある住環境の創出、多様な住宅ニーズへの対応、環境に配慮した住宅の普及を目指す中で、子育て支援への視点を加えた検討を図ることが必要です。

このため、良好な居住環境の確保については、基本となる島本町住宅マスタープランを基に、以下の点を重視した取組を促進します。

- 1．うるおいと魅力のある住環境の創出と居住環境の確保を推進するとともに、今後も、総合的な住宅施策を推進します。
- 2．良質な民間住宅の供給およびストックの維持・改善と、子育て支援への視点を加えた入居が促進されるよう、啓発等に努めます。

ウ 安全な道路交通環境の整備

子どもや妊産婦等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を整備することは、子育てにやさしい福祉のまちづくりに欠くことのできないものです。

町づくりの基本となる総合計画において、『安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり』がまちづくりの基本方針として掲げられています。

子育てを進める上で、子どもの交通事故等への安全対策は、とても重要な課題であるとの思いを親たちは強く持っています。

車社会の伸展は、私たちの生活圏での交通量を増大させ、幾多の生活環境の整備を必要とするようになり、狭隘な区間の拡幅改良や歩道の整備などが求められています。

歩行者や自転車利用者の安全性・利便性に配慮した生活道路の整備を進め、住みやすく快適な安全なまちづくりを推進することは、とても重要なこととであり、今後も、安全な道路交通環境の整備については、以下のことを重点に取組を進めます。

- 1．住みやすく快適で安全なまちづくりを推進する事業の実施において、子育てを社会的に支援する視点を加え、整備内容等を精査します。
- 2．子どもや妊産婦等が安全・安心に通行することができる道路交通環境を、計画的に整備します。

エ 安心して外出できる環境の整備

子育てに関するニーズ調査の中で、子どもとの外出時で困ったことをたずねた（3つまでの重複回答）ところ、「交通機関や建物がベビーカーの移動に未配慮」が52.3%と最も高率で、「歩道の段差等が通行の妨げになっている」38.3%、「歩道や信号のない道路が多い」32.8%、「トイレがオムツ替えや親子での利用に未配慮」28.0%と続いています。

本町は、障害者や高齢者にやさしい福祉のまちづくりを進めるため、バリアフリー化を目指してきたが、今後はより一層、すべての住民が安心と安全を実感できるまちづくりを推進することが求められています。

誰もが安心と安全を実感できるまちづくりは、子育てへの大きな社会的支援となることから、今後、以下のこと取組をより推進します。

- 1．今後も、障害者や高齢者、子育てにやさしい福祉のまちづくりを進めるためのバリアフリー化をより一層推進します。
- 2．交通機関や建物がベビーカーの移動に未配慮とする状況などの改善のため、関係事業者への協力を求めるなど、地域ぐるみでの子育て支援意識の醸成に努めます。

オ 安全・安心なまちづくり

自然とともに生きる喜びを享受し、いつまでも住み続けたいと思えるような地域社会は、そこに暮らすすべての人々の基本的な願いです。

そのため、本町は、『自然と調和した個性と活力のある人間尊重のまち』づくりを将来像とするまちづくりを推進しています。

このまちづくりを推進する上で、すべての住民が安全と安心を実感できるような取組が重要で、地域社会全体で子育てを支援し、子どもの健やかな成長を見守るため、安全が確保される地域社会の形成を目指すことが必要とされます。

子育て支援に関するニーズ調査において、行政に対して充実を図ってほしい子育て支援策についてたずねた（５つまでの重複回答）ところ、就学前児童においては、「集いの場等の屋内の施設を整備する」が４９．５％、「授乳スペース作りや子育てのバリアフリー化」が４４．４％、「親子が安心して集まれる場の提供」が４３．８％と高率となっています。

また、小学校児童では、「親子が安心して集まれる場の提供」が４１．１％と最も高率で、続いて「集いの場等の屋内の施設を整備する」が３９．１％、「保育所、学童保育等の支援を充実する」が３３．６％となっています。

このため、安全・安心なまちづくりでは、安全で安心できるまちづくりを進めるとともに、地域社会で住民の協力の下、子どもの見守り活動が促進されるよう努めることが、今強く求められています。

そのため、安全・安心なまちづくりについては、以下の点を重視し、それぞれの取組を進めます。

- １．関係者・地域住民のボランティア等と連携した活動を強化し、子どもを取り巻く社会環境を良好な状況に維持する活動を強化します。
- ２．地域における子どもの居場所づくりなど、地域の人々との交流を促進し、地域で子どもが心身ともに健やかに育成されるよう図ります。

(5)職業生活と家庭生活との両立の推進

ア 多様な働き方と男女協働の推進

今日社会は、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進め、なお一層、男女平等意識の確立をめざしています。

家庭・学校・職場・地域社会などのあらゆる場で、男女平等意識の高揚を図ることが必要であり、「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分担意識がまだまだ根強く残っている今日、子育てを男女協働で進めて行くことはとても大きな意味を持っています。

家庭の営みは、子どもの人間形成にとって重要であり、かけがいのないものです。

親子の絆を深め、心身の健やかな成長を図ることが営まれる家庭を基礎に、子どもは地域社会での生活を広げ、様々な経験等を通じて大きく成長します。

子どもの時期から男女平等の理念が理解されるよう、固定的な性別による分担意識の解消に努めるとともに、男女それぞれの個性や能力が尊重され、多様な生き方を選択できる社会を築くため、男女の公平な労働条件と働きやすい社会環境づくりに努めることが必要となっています。

したがって、多様な働き方と男女協働の推進を図るため、以下のことについて取組を進めます。

- 1．個々の家庭における子育てにおいて、男女が協働し、子どもの時期から男女平等の理念が理解されるよう啓発に努めます。
- 2．学校・職場・地域社会などのあらゆる場で、男女平等意識の高揚を図り、固定的な性別役割分担意識の解消をめざします。
- 3．多様な生き方を選択できる社会を築くため、男女の公平な労働条件と働きやすい社会環境づくりを推進するための啓発を行います。

イ 仕事と子育ての両立の推進

子育てを進める家庭にとって、その保護者が仕事と家庭を両立することは

かなり困難な状況を持っています。

家庭に代わって子育てを社会的に支援する保育所（園）等の取組などのほか、仕事と家庭を両立しやすい雇用環境の整備を進めることは、とても重要なことといえます。

急速に進行する少子化は、わが国の社会経済全体に極めて重大な影響を与えるものとして受け止められ、国・地方公共団体は無論のこと、事業主にも次世代支援育成対策に取り組むことを求めています。

そのため、男性を含めた働き方の見直しを行い、少子化の原因の一つと考えられている仕事と子育ての負担感を、軽減することが急務とされます。

事業主は、自社の労働者に対する雇用環境の整備を進めるとともに、子育て支援のための制度活用を図るほか、仕事と子育てを両立するための相談・情報の提供等を行うよう努めるなど、子育て支援策に取り組むことが必要とされています。

国が示した両立指標に関する指針（平成15年4月）に基づく支援策を推進し、より一層、育児・介護休業法等を利用しやすくする雇用環境の整備が図られるよう啓発していくことが必要であり、仕事と子育ての両立については、今後、以下のことについて推進します。

- 1．町が率先して仕事と子育ての両立の推進を図るための雇用環境を整備し、地域の事業者への啓発を図ります。
- 2．子育て支援のための制度活用を図るよう、仕事と子育てを両立するための情報の提供等を行うよう努めます。

(6)子ども等の安全の確保

ア 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

未来のある子どもが交通事故等で被害を受けることのないよう、交通安全を確保することは、子どもの健やかな成長を願う社会的視点でもあります。

本町における交通事故の発生件数は、年間100件を超える状況となっており、また、平成11年度から平成15年度の5か年間の町民交通傷害保険の加入者中、10代の子どもの事故件数の割合は19.9%で、そのほとんどが「自転車に乗っていて」となっています。

このため、子どもや妊婦などが安心して通行できる安全な道路交通環境の整備をはじめバリアフリー化の推進とともに、警察、保育所・幼稚園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、事故の未然防止のための交通安全教育等を今後もより一層推進していくことが必要です。

今後も、子どもの交通安全を確保するための活動の推進を図るため、以下のことについて取組を推進します。

1. 関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、事故の未然防止のための交通安全教育等を今後もより一層推進します。
2. 子どもや妊婦などが安心して通行できる安全な道路交通環境の整備をはじめバリアフリー化の推進に努めます。

イ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

抵抗力の弱い子どもを狙った犯罪が増加する今日、子どもが安心して生活できる安全な町づくりは、極めて重要な課題となっています。

本町が取り組んできた防犯対策のより一層の推進のほか、「子ども110番の家」活動や地域における危機管理体制の整備など、今後も、地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進は欠くことのできない取組となってきました。

また、こうした取組に加え、災害時の対策や非行等の問題行動を未然に

防ぐ環境づくりの推進も併せて必要となっています。

このため、地域ぐるみの見守り活動を推進するとともに、子どもに対する防犯指導の充実に努め、子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進について、以下のことを進めます。

- 1．子ども自身が犯罪等の被害を受けないための指導を図るとともに、犯罪被害や災害被害を未然に防止するための施設・設備の改善に努めます。
- 2．今後も、地域住民の幅広い協力・支援を得た地域ぐるみの見守り活動を推進します。

ウ 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、虐待等で被害を受けた子どもと家族は、大きな精神的ダメージを背負わされることとなり、特に、被害者本人の心の苦しきは、癒し難いものといわれており、こうした状況を改善し、立ち直りを支援するために必要な社会的援助の重要性が叫ばれてきました。

被害を受けた子どもや家族の精神的負担等を軽減し、立ち直りを援助するための相談等を実施するなど、関係機関、団体が一体となった支援の取組を強化することが必要とされています。

このため、関係機関の協力・連携のもと、相談・カウンセリングなどの取組を充実するほか、以下のことを推進します。

- 1．学校等におけるいじめ等の問題事象の解消を目指し、真にすべての子どもの人権が尊重される地域社会づくり意識をなお一層醸成します。
- 2．関係機関の連携を強化し、被害を受けた子どもや家族の精神的負担等を軽減し、立ち直りを援助するための相談等を充実します。

(7)要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

わが国は、次代を担う子どもたちは社会の宝として、日本国憲法の精神に従い、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために昭和26(1951)年児童憲章を制定し、はや半世紀以上を経過しました。

この憲章は、「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」、「児童は、よい環境のなかで育てられる」とうたっているが、今日、様々な事情を抱え、社会からの援護を必要としている子どもや親等が増加しています。

こうした状況を踏まえ、社会的援護を要する子どもや親等へのなお一層の支援策が必要となっています。

ア 児童虐待防止対策の充実

一昨年、大阪府下で発生した中学生の児童虐待事件は、子どもに対する虐待の被害の多くは低年齢児であって、「しつけ」や「教育」といった子どもに関わる親の養育姿勢が問題としてきたことに対し、警鐘を鳴らしました。

子どもへの虐待問題は、単に、個人的・家庭的な問題だけでなく社会的問題として捉え直すことの重要性を改めて啓発し、より一層の取組を推進することの必要性を明確にしました。

この事件を契機に、児童虐待の防止等に関する法律をはじめ関連する児童福祉法の改正が図られ、子どもに対する虐待の防止への取組は強化されているが、児童虐待がその後も跡を絶たない社会状況を呈しています。

本町における児童虐待防止への対応は、平成12年5月24日付けで公布された「児童虐待の防止等に関する法律」を受け、平成14年1月、関係機関等の連携により島本町児童虐待防止ネットワーク会議を立ち上げ、関係機関等の取組状況や意見交換など、地域における虐待問題への対応について検討を進め、今日に至っています。

こうした取組を通じて、管内にある児童養護施設が要保護児童の受け止めをはじめ、子育ての専門性を有する社会的施設として、地域における子育て支援での社会的役割がますます増していることを確認するとともに、本町の児童虐待防止ネットワークの構成機関等の見直しも必要である状況となって

います。

また、当該児童養護施設では要保護児童の受け止めの中で、子どもたちへの処遇の向上等における様々な取組や新たな課題も重なり、子ども自身の処遇のあり方と関係職員の配置基準等の改善を要することが、ニーズ調査の結果から示されています。

こうしたことから、児童虐待防止対策の充実については、子育て支援を推進するための体制の充実に加え、以下のことを重点におき、その取組を推進します。

- 1．児童虐待の防止等に関わる公的機関及び庁内関係部局で構成するネットワークを再構築するとともに、具体的な事例に関わる実務担当者による小地域ネットワークを組成し、児童虐待防止への意識啓発と早期対応の充実を図ります。
- 2．地域における子育て支援を推進するため、専門施設（児童養護施設）の機能を有効活用し、要保護児童へのきめ細かな対応が図られるよう努めます。
- 3．要保護児童への処遇の向上と専門的機能の充実とともに、子育て支援のための地域活用等が図られるよう国・府に要望します。

イ 母子家庭（ひとり親）等の自立支援

近年、離婚の増加等により母子家庭（ひとり親）等が増加しています。

大阪府では、平成7（1995）年、母子家庭世帯数の割合は8.3%であったのが、平成15（2003）年には約25%の増加となっています。

また、母子家庭5万6、138世帯では、夫と死別が10.9%、離別が81.7%で、母親の年齢は35～44歳が多く、全体として76.9%の世帯が義務教育終了年齢以下の子どもを抱える状況にあります。

こうした母子家庭（ひとり親）世帯の状況は、本町でも同様で、平成11年の児童扶養手当受給者数117人から平成15年には173人と、56人の増加となっています。

これは、管内に大阪府営住宅（島本江川568戸うち母子家庭（ひとり親）世帯の入居数58戸）と町営住宅（142戸うち母子家庭（ひとり親）世帯の入居数10戸）があり、特に、母子家庭（ひとり親）世帯の入居に配慮し

ていることも要因と考えられます。

本町では、「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」の成立を受け、平成15年6月に母子自立支援員を配置し、母子に関する総合的な窓口として子育て・生活・就学等の支援を行い、母子家庭等の自立支援に努めています。

しかし、母子家庭（ひとり親）世帯においては、子育ての心理的・経済的負担が今だ大きく、また、社会的に孤立しがちであることに支援が必要となっています。

子育てに関する悩みや不安感についてたずねた先のニーズ調査（就学前児童・重複回答）によると、母子家庭（ひとり親）世帯では「子どもの教育に関すること」と「子育てに係る出費がかさむこと」が51.7%と最も高率となっています。

また、行政に対して充実を図ってほしい子育て支援策では、「授乳スペース作りや子育てのバリアフリー化」、「保育所、学童保育等の支援を充実する」、「企業等に対して職場環境の改善を働きかける」がともに42.9%と最も高率となっており、前述の悩みや不安感とも他の核家族や三世帯家族での内容に差異を示しています。

さらに、母子家庭（ひとり親）世帯になった理由には、DV問題等が関連するケースもあり、心理的側面にも配慮した社会的支援を留意すべきです。

こうしたことから、母子家庭（ひとり親）等の自立支援については、今後、次のような取組を推進します。

- 1．本町が策定する母子家庭等自立促進計画を総合的に推進します。
- 2．子育てに関する不安や悩みを軽減できるよう、既存の事業等の充実に努めるとともに、関係機関の連携・協力のもと、必要な援助を推進します。
- 3．DV問題等が関連する事例への特段の配慮を行い、安心して生活できる社会環境づくりを進めます。

ウ 障害児施策の充実

障害のある子ども等がその家族とともに、ノーマライゼーションの理念の

下、地域社会で社会の一員として暮らせるように支援することは、とても重要なことといえます。

本町では、母子保健事業と一体的に推進している「障害・発達」への早期対応としての幼児教室をはじめ、保育所（園）・幼稚園、各小・中学校への通所・通学を促進するなど、幼少期から共に学び共に育つ社会環境づくりに努めてきました

すべての人が生まれながらにして人間としての尊厳が尊重されることは、今日社会の中で、当然のことと認識されるようになってきたが、障害を有すること等で多くの困難を抱えていることも、現実社会にはなお多く存在しています。

出生から自立に至るまで主体的に生きる力を高め、社会の一員として地域社会で暮らせるよう進めるためには、早期発見・対応、保健・福祉・療育・教育等のあらゆる分野の支援と取組を充実し、ともに生きる社会環境の整備がなお一層求められています。

このため、本町としては、母子保健事業をはじめ、幼児教室、保育所・幼稚園、地域の学校での取組を推進するほか、福祉的サービスの提供等、障害を有する子どもとその家族への社会的支援の充実を図ることが求められます。

したがって、障害児施策の充実については、今後も以下のことを重視し、その取組を推進します。

- 1．ノーマライゼーションの理念の下、早期発見・対応、保健・福祉・療育・教育等のあらゆる分野の支援と取組を充実します。
- 2．障害者計画を総合的に推進し、障害を有する子どもとその家族への社会的支援の充実がなお一層図られるよう、関係機関の連携・協力を強化します。